

訪問介護重要事項説明書



社会福祉法人
須坂市社会福祉協議会

[2024年6月14日更新]

第1章 社会福祉協議会の居宅サービスの概要

1、法人の概要

- (1) 名称 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 須坂市大字須坂 476-1
(3) 代表者 会長 豊田 清寧
(4) 設立年月 昭和26年6月
(5) 連絡先 026-245-1619 (代表) 026-214-4161 (直通)
www.suzaka-shakyo.jp (ホームページアドレス)
cocoro@suzaka-shakyo.jp (Eメールアドレス)

2、運営方針

本会は、福祉サービス利用者の利益を保護し、地域の介護サービスの基盤の整備に寄与することにより、地域福祉の推進を図ることをも目的として在宅福祉サービスを実施します。

在宅福祉サービスの実施に当たっては、社会福祉法及び介護保険法等の社会福祉関係法令の趣旨を尊重し、利用者の居宅での日常生活を継続できるよう必要な支援を総合的に提供するものとします。

これらの方針を実現するため、次のサービス目標を掲げてサービス提供を行います。

- ◆ 本会は、利用者の在宅生活の継続を最優先します。
- ◆ 本会は、利用者の意思を尊重します。
- ◆ 本会は、介護者の負担の軽減をめざします。

サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第2章 提供するサービスの概要

1、事業所の種類 (平成11年8月31日指定)

指定介護予防訪問介護サービス・指定訪問介護サービス・指定訪問型サービスA

2、事業所の名称及び所在地・管理者・連絡先・実施地域

事業所の名称	所在地	管理者	電話番号	FAX
社会福祉法人須坂市社会福祉協議会 訪問介護事業部	須坂市大字須坂 476-1	松山 淳子	245-1640 214-4161	246- 0054

実施地域 須坂市とする。ただし、その他の地域においても相談に応じてできるものとする。

3、営業時間 午前6時45分～午後10時00分

・サービスの提供時間

月曜日から日曜日、年中無休、24時間対応。

*但し、サービスの種類によっては提供できない時間帯があります。

*24時間、365日の対応をしておりますが、夜間・深夜・早朝時は自宅待機の職員

の携帯に転送となり、緊急時の対応をしております。

・受付その他管理業務時間

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分。

*但し、国民の祝日と 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

4、事業の目的及びサービス提供方針

◆訪問介護サービスは、利用者の居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、居宅を訪問し必要な援助を行うものとします。

◆サービスの提供にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係者と密接な連携を図り、利用者の日常生活の継続並びに介護者の負担軽減に配慮するものとします。

5、職員の駐在場所

駐在場所	所在地	電話番号
須坂市社会福祉協議会	須坂市大字須坂 476-1	245-1640

6、職員の体制

職種	指定基準	配置	
		常勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1	兼 1	
2. サービス提供責任者	4	3・兼 1	
3. 訪問介護員	2. 5	2	7・兼 2
（1）介護福祉士		7	7
（2）訪問介護員養成課程修了者			2

7、サービスの料金（表示は 1 割負担額です）

（1）訪問型サービス（緩和した基準）（*要支援 1・要支援 2・サービス事業対象者の方）

I. 20 分以上 45 分未満 サービス料金 1,610 円/1 回 利用料 161 円/回

II. 45 分以上 サービス料金 1,980 円/1 回 利用料 198 円/回

（2）訪問型サービス（従前相当）（*要支援 1・要支援 2・サービス事業対象者の方）

I. 週 1 回程度の利用が必要な場合 サービス料金 11,760 円/月 利用料 1,176 円（要支援 1・2）

II. 週 2 回程度の利用が必要な場合 サービス料金 23,490 円/月 利用料 2,349 円（要支援 1・2）

III. II を越える利用が必要な場合 サービス料金 37,270 円/月 利用料 3,727 円（要支援 2 のみ）

（3）訪問介護費用（*要介護 1～要介護 5 の方）

サービスの種類		サービスの時間	サービス料金	利用料 (利用者負担金)
身	食事介助、排泄（おむつ交換）	20 分未満	1,630 円	163 円
	介助、衣類の着脱介助、入浴介助、	20 分以上 30 分未満	2,440 円	244 円
	身体の清拭及び洗髪、その他必要	30 分以上 1 時間未満	3,870 円	387 円

体 介 護	な身体介護 * 医療行為は原則として行いません。	1 時間以上	5,670 円	567 円
		1 時間 30 分未満		
		1 時間 30 分以上は 30 分増す毎に加算する	820 円 加算	82 円
生 活 支 援	調理、衣類の洗濯、掃除、整理・整頓、買い物、その他利用者の日常生活の援助 * 1 預貯金の引き出しや預入は行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。) * 2 利用者以外の方(家族等)の調理や洗濯、利用者以外の居室や庭などの敷地の掃除は原則として行いません。	20 分以上 45 分未満	1,790 円	179 円
		45 分以上※1	2,200 円	220 円
		※1. 45 分以上は概ね 1 時間が上限となります。		

注 1) **新規**に訪問介護を利用された場合、サービス提供責任者は訪問介護の個別援助計画書を作成し、初回訪問をするか同行訪問を行うことで、**初回月のみ 200 単位/月**の加算をいただきます。

注 2) サービスの時間は、居宅サービス計画書で指定したサービスを実施するために必要な標準的な所要時間をいい、実際のサービス提供時間とは異なる場合があります。また、予定にない**緊急訪問依頼**があつて、ケアマネジャーが必要と認めた訪問介護(**身体介護に限り**)を行った場合は、**100 単位/回**の加算をいただきます。

注 3) 通常の間帯(午前 8 時～午後 6 時まで)以外の間帯にサービスをご利用された場合は、間帯毎に次の割合の金額が上記サービス料金及び利用料に加算されます。

時 間 帯		加 算 の 割 合
早朝帯	午前 6 時～午前 8 時まで	25/100
夜間帯	午後 6 時～午後 10 時まで	25/100
深夜帯	午後 10 時～翌日の午前 6 時まで	50/100

注 4) 訪問介護員 2 名以上でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意のうえ、サービス料金及び利用料の 200/100 (2 倍) をいただきます。

注 5) 本会による社会福祉法人利用料減免措置の対象者(対象者の指定は市町村が行います)の利用料は、3/4 の負担となります。

注 6) 介護保険の利用料が償還払いの扱いになっている方は、サービス料金を全額頂きます。この場合は、サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の介護保険窓口で償還払いの請求手続きを行ってください。

注 7) 介護保険給付限度額を超えたサービスについては、サービス料金の全額がご利用者の負担となります。

注 8) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額(介護報酬の告示上の額)によるものとし、利用者の「介護保険負担割合証」記載の負担割合に応じた額となります。

注 9) 介護保険制度改正等によってサービス料金や利用料の変更等があつた場合は、速

やかに変更された金額に改めると共にお知らせいたします。

注10) 介護保険制度改正により、介護職員等遇改善加算（I）の24.5%を算定させていただきます。

8、利用料以外の費用

次の場合の費用は、ご利用者負担となりますのでご了承ください。

- (1) 通常の事業実施区域以外の場所でサービスをご利用いただく場合の交通費
 - ・須坂市を超えた地域でのサービス提供の場合、訪問介護員の移動のため1km当たり37円の交通費をご負担いただきます。
- (2) 記録の複写物の交付
 - ・訪問介護サービスの記録等、本会が作成する書類で公開可能な書類の複写物の交付を希望される場合は、複写物1枚につき30円いただきます。

9、サービスの提供方法

- (1) 本会では、ご利用者毎に訪問介護の個別援助計画書を作成し、ご利用者の同意を得、サービスを提供させていただきます。
- (2) サービス提供は、基本的に担当訪問介護員によって行われますが、都合により複数の訪問介護員によって行われる場合はしっかりと連携した上で、サービスを提供させていただきます。
- (3) 提供予定日の利用を中止される場合は、その前日午後5時までに連絡いただければ、キャンセル料をいただきません。但し、所定の時間までに連絡がなかった場合は当該基本料金の10%のキャンセル料を請求させていただきます。

10、その他

本会では地域福祉の向上並びに福祉人材の育成を図るため、学校や養成機関からの研修生の受け入れに協力しています。つきましては、本趣旨をご理解いただき、実習生の同行訪問へのご協力をお願い申し上げます。尚、実習生が同行訪問させていただく時は、事前にご了承いただくよう連絡させていただきます。

第3章 緊急時及び事故発生時の対応等

1、緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、必要な措置を講じるとともに事前の打ち合わせにより主治医、協力病院、救急隊、親族、居宅介護支援事業所、須坂市地域包括支援センター等に連絡いたします。

2、事故発生時の対応及び再発防止

サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族、関係機関に連絡いたします。尚、サービス提供者の責めに帰すべき事由により、損害を及ぼした場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者あるいは家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。また、発生要因を十分

検討し、原因究明を行い、再発防止に努めます。

3、損害賠償保健への加入

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名 介護保険・社会事業者総合保険
保障の概要 損害等賠償責任補償・傷害保障

第4章 個人情報の使用等及び秘密の保持

本会は、個人情報保護に関する方針に基づき、利用者及びご家族や親戚等の個人情報を各種サービス提供時に必要最小限の範囲内において限定の上、使用等（収集、提供）をさせていただきます。

1、利用者に関して想定される使用等の例は次の通りです。

①居宅サービス計画及び個別援助計画の立案、作成及び変更に必要な場合 ②サービス担当者会議他、介護支援専門員とサービス事業所との情報共有及び連絡調整等に必要な場合 ③主治医の意見等を求める場合 ④容態変化に伴うご親族や医療機関等及び公共機関等に緊急連絡をする場合 ⑤公共行政機関等の指導・調査を受ける場合 ⑥第三者評価機関の評価を受ける場合 ⑦その他必要のある場合

2、使用等が必要な個人情報が記載された書類例は次の通りです。

①介護保険被保険者証 ②主治医の意見書・診断書 ③認定情報 ④アセスメント関係書類 ⑤居宅サービス計画書・個別援助計画書 ⑥サービス実施記録（経過・モニタリング・評価等） ⑦各種減額関係書類 ⑧障害者関係手帳・受給者証等 ⑨請求・領収書関係書類等

3、個人情報の使用等の期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

4、本会は、個人情報保護規定に基づき、個人情報の取扱には守秘義務遵守のもと、細心の注意を払うことをお約束します。

第5章 虐待の防止について

本会は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	松山淳子
-------------	-----	------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

第6章 サービスに関する苦情等

■ サービスに関する苦情等を承ります。

係名・事業所名	係長・所長	指定事業所名	管理者	電話番号
在宅介護係	松山 淳子	訪問介護事業部	松山 淳子	245-1640 214-4161

■ 下記の窓口でも承ります。

事務局 TEL 026-245-1619 Fax 026-246-0054

E-mail:cocoro@suzaka-shakyo.jp

事務局長 青木 一 浩

第三者委員 高津 龍 一 TEL 026-245-2907

竹前 みち子 TEL 026-246-4330

■ 本事業所以外に、直接苦情を伝えることができます。

* 須坂市健康福祉部高齢者福祉課 介護保険係

TEL 026-245-1400 (代表：須坂市役所)

026-248-9020 (直通：須坂市役所高齢者福祉課)

* 小布施町 健康福祉課 高齢者福祉係

026-214-9108 (代表)

* 高山村 健康福祉課 福祉係

026-242-1201 (代表)

* 長野県福祉サービス運営適正化委員会 事務局

026-226-2210

* 長野県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理係

026-238-1580

第7章 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	・	<input type="checkbox"/> 無
実施した直近の年月日			
実施した評価機関の名称			
評価結果の開示状況			

第8章 須坂市社会福祉協議会の居宅サービスの概要

■指定を受けている事業所及び管理者

事業所の名称	指定番号	所在地	管理者	電話番号
訪問介護事業部	2070700030	須坂市大字須坂 476-1	松山 淳子	245-1640
訪問入浴介護事業部	2070700048			214-4161
デイサービスセンター ぬくもり園	2070700154	須坂市大字野辺 1341-2	荒井 敏彦	246-8462
デイサービスセンター ことぶき	2070700147	須坂市大字野辺 1335-7	青木智恵子	246-9822
デイサービスセンター すえひろ	2070700139	須坂市大字須坂 1243-1	牧 久美子	246-6191
地域密着型特別養護老人 ホーム ぬくもり園	2090700051	須坂市大字野辺 1335-1	小松 正典	242-5323
短期入所生活介護ぬくもり園	2070700584			
居宅介護支援事業部	2070700436	須坂市大字須坂 476-1	横山 道郎	245-1640 214-4131
特定相談支援事業部	2030700146			
障害児相談支援事業部	2070700147			

年 月 日

訪問介護サービスの提供にあたり、利用者及び契約者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会訪問介護事業部

所在地 須坂市大字須坂 476-1

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名 _____

私は、本書面により、事業者から訪問介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

法定代理人 住所 _____

氏名 _____

家族 住所 _____

氏名 _____

個人情報に関わる同意書

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

会長 豊田清寧

年 月 日付けで契約を締結した居宅サービス利用契約に基づく訪問介護サービスの利用にあたり、サービス担当者会議、行政機関・関係機関との連絡調整、その他居宅サービスの提供のために必要な場合について、私及び私の家族の個人情報を使用等（収集・提供含む）する事に同意いたします。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

家 族 住所 _____

氏名 _____